



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

進まない「がん経験者の就労支援」 今後求められる取組みは？

◆がんの治療と仕事「両立困難」

2013 年 1 月の内閣府「がん対策に関する世論調査」で、「がんの治療と仕事の両立は難しい」（がんの治療や検査のため 2 週間に 1 回程度通院する必要があるとした場合に、働き続けられる環境にない）と感じる人が約 7 割いるという調査結果が出ました。

2012 年 6 月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」では、働く世代への支援を柱の 1 つとしていますが、いまだに不安を持つ人が多いという実態が浮き彫りになっています。

◆治療と仕事の両立を阻害する要因

治療と仕事を両立するためには、職場の理解と協力が不可欠です。しかし、必ずしも、がんに対して理解がある職場ばかりではありません。

治療と仕事をめぐってよくある事例として、「治療が必要である場合には企業が復職を認めない」というものがあります。外来で治療を行う場合には、人によっては、治療時間を確保できれば仕事を続けることが可能ですが、企業側にこの点の理解がないと、労働者は仕事を続けたいのにできないということになってしまいます。また、職場への復帰イコール完治、とみなされて、多大な業務負担を課され、苦勞する場合があります。

一方、企業側としても、「具体的にどんな配慮をすればよいかわからない」などといった事情があります。

◆両立実現に向けた支援の取組み

多くの場合、必要な情報を得ることができれば、企業側も支援策を講じることができ、両立に向けての取組みを行うことができます。例えば、治療方法や治療期間、予想される状態や副作用、禁忌事項などの情報を、労働者から伝えてもらいます。



また、一部の企業では、治療時間を確保するために有給休暇の取得方法を半日単位、時間単位にしたり、取得可能上限日数を増やしたりする対応もすでに行っています。

2 人に 1 人ががんに罹患し、働く世代の罹患率も高くなっている現在、がん罹患後も必要な治療を受けながら安心して働き続けることのできる仕組みの整備が望まれます。

今年の「年度更新」「算定・月変」の 実務上留意すべきこと

◆大臣が定める現物給与の価額の一部改正

社会保険の保険料は、被保険者の報酬月額および賞与額に基づいて、労働保険の保険料は、労働者の賃金総額に基づいて決定されますが、報酬、賞与または賃金（以下、「報酬等」という）の全部または一部が通貨以外のもので支払われる場合には、その現物給与の価額について、厚生労働大臣がその地方の時価によって定めることとされています。

従来、支店等に勤務する被保険者の現物給付について、本社所在地の価額が適用されていましたが、生活実態に即した価額が望ましいことから、2013 年 2 月 4 日に平成 25 年厚生労働省告示第 17 号が発出され、4 月 1 日以降、実際の勤務地の都道府県価額が適用されています（関連通達として

同日発基労徴発 0204 第 2 号、保保発 0204 第 1 号、年管管発 0204 第 1 号「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の取扱いについて」参照)。

この改正による現物給与額の変更は、固定的賃金の変更があったものとみなされますので、「月額変更届」の提出が必要となる場合があり、自社の算定・月変の手続きを行うにあたり注意を要します。

具体的な現物給与の額は、日本年金機構のリーフレットで「厚生労働大臣が定める現物給与の額」として、2013年4月1日現在のものが掲載されています。

◆年度更新に係る改正点(その1) 一般拠出金への充当手続の簡素化

労働保険料の額が申告済概算保険料額を下回る場合に、次年度の概算保険料や一般拠出金の納付分に保険料を回すことができ、これを「充当」といいます。

充当には(1)労働保険料のみの充当、(2)一般拠出金のみの充当、(3)労働保険料及び一般拠出金への充当の3パターンがあり、昨年度までは、一般拠出金に充当する場合には、別途還付請求書を管轄の労働局・労基署へ提出しなければなりません。

この点につき、改正により、「労働保険 概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」に充当意思欄が設けられ、当該欄に番号を記載することで還付が受けられるようになり、実務が簡素化されています。

◆年度更新に係る改正点(その2) 還付請求書様式のOCR化

労働保険の確定保険料の額が申告済概算保険料の額を下回る場合、労働保険料の還付請求を行うことができますが、請求を受けるには、労働局や労基署に「労働保険 労働保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金還付請求書」を提出する必要があります。

この還付請求書の様式がOCR化され、従来の様式は使うことができなくなっていますので、還付請求を行う際は注意が必要です。

6月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

3日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

7月1日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限<7月10日まで> [年金事務所または健保組合]

雇入時及び毎年1回

- 健康診断個人票 [業場]

～当事務所よりひと言～

最近、気温の高い日が多くなっていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか!?

5月14日に沖縄がとうとう梅雨入りしたという報道がありました。今年は、平年より少し遅い梅雨入りだそうです。そして、梅雨入りが約1ヶ月遅いと言われている関東地方では、今年はどうなるのでしょうか?

くれぐれも体調管理には気をつけたいですね。